

私立幼稚園設置者・園長各位

新型インフルエンザへの対応

全日本私立幼稚園連合会 会長 吉田 敬岳
同 経営研究委員長 藤田喜一郎

先般より、新型インフルエンザに関して様々なマスコミ情報及び、公的機関から対応策についての各種通知が届いている事と存じますが、保健衛生面以外の分野で、設置者・園長として考えておくべき事項について、ポイントを絞ってお伝えします。

対応ポイント1「自園の対策と保護者への周知」

今回の新型インフルエンザは、一度発生が認められると、その後は急速に広まる事は、ご存じの通りです。そこで、あらかじめ「本園では、このように対応する」と定め、先ずは教職員間で意識と理解を統一し、保護者にもその旨を十分に伝達しておく必要があります。

そのためには、すでに地震や火事、また不審者対策として「危機管理マニュアル」を策定してあると思いますが、そこに「パンデミック対策」を追加する事を勧めます。以下に記載いたしました「新型インフルエンザ対策」(案)は、今回(2009年5月)発生しました弱毒性の豚インフルエンザへの対応を元にしておりますので、今後、発生が危惧されております、強毒性の鳥インフルエンザへの対応としては、十分なものではありません。今後、各機関から提供される情報を元に各園の状況に応じたマニュアルを各園で策定してください。

対応ポイント2「休園」

都道府県内で発症がありながら、教育委員会等からまだ休園の要請が出ていない場合でも、保護者の間から不安の声も出てくるでしょう。そのような場合は「自主(自由)登園」として、登園させる・させないは、保護者の判断に委ねる方法もあります。当然ながら公的機関から要請があれば、完全な休園に切り替えます。

また先日の大阪府等の事例では、週末に休園の要請がありました。日曜日でも 園長 学級担任 保護者と、迅速な連絡が可能な体制が重要です。またメール連絡網のある園は、それが有効に機能したそうです。

対応ポイント3「休園が長期化した場合」

現時点で、今回の流行が数か月に及ぶとは考えにくいのですが、もし流行の第二波があり、猛威を増した場合は、休園が長期化する事も想定されます。休園が二か月、三か月となった場合、保育料は請求出来るか? その間の教職員への給与の支給をどうするか? 等の経営に関する問題が発生します。

このようなケースを想定した「園則」や「就業規則」は、ほとんどの幼稚園ではないものと思われます。経営研究委員会でも検討致しますが、各園におかれましても、ご一考下さい。(就業規則に関しては、その他の法令や制度の変更に伴い、改訂版を本年度中に示す予定です)

「新型インフルエンザ対策」（案）

発生前

情報の収集

- ・各種資料、研修会でパンデミック対策について理解を深める。

保護者への情報の提供

- ・予防（一般的な感染予防法、ワクチン等の接種について）
- ・食品の備蓄について
- ・疑いの生じた時の対処方法（保健所等の電話番号等）
- ・共稼ぎ世帯等は、休園となった場合について、各家庭で事前に考えておいてもらうことを周知する。

発生時の連絡体制等の確保

- ・連絡網の整備等、園児、職員の連絡体制を確認しておく。
- ・ホームページ（携帯・パソコン）の活用による情報の伝達。
- ・携帯メール等の一斉配信システムの導入の検討。
- ・電話、電気、水道、ガス、交通機関等のライフラインが止まった場合も想定する。

食料等の備蓄について

- ・園舎が震災等の地域の避難場所となる場合以外は、園としての食料の備蓄は必要ないであろうが、園児の健康安全を守るために、いたずらに不安をあおることがないように充分注意をはらいつつ、保護者へ正しい情報を提供することが必要であろう。（農林水産省による備蓄食料品リスト参照）

教職員のワクチンの予防接種について

- ・年齢によって効果、副作用も異なるので、接種を促すかどうかについて各園の事情に応じて検討する。重篤な副作用のおそれも皆無ではないので、教職員への一律な接種は適当ではないと思われる。

普段の衛生管理の充実について

- ・保育室の換気、あるいは空気清浄機等の設置
プラズマクラスター加湿空気清浄機等は、ウィルス対策にも有効であるといわれている。
- ・園児の手洗い、うがい等の励行、お手ふきタオル等の衛生管理。
- ・給食等の食品の安全、衛生管理の徹底。
- ・給食配膳時のマスクの着用、使い捨て手袋の着用等 十分な数量を確保することによって、パンデミック対策としてのマスク等の備蓄ともなる。

普段から自園の保育への共通理解を高めておく

- ・発生時には、教職員が多数欠勤することが想定される。それに対応した職員配置がとれるように、普段から、保育内容、個々の園児について職員間の共通理解を高めておくことが大切である。

小動物の飼育等について

- ・園での飼育の意義、飼育する小動物の種類、衛生面への配慮について検討する。

長期休業への対策（休業期間が数ヶ月にわたる場合を想定）

- ・職員の給与等の財源の確保
- ・借入金の返済、業者への支払い資金の確保。

発生時の対応

各段階での対応（休園の周知等）

- ・国内で発生した場合の対応、県、同一市区町村で発生した場合の対応。
- ・自園の園児に発生した場合、園児の家族に発生した場合（個人情報管理、風評被害の防止）
- ・関係者が当該地域で初めての感染者であった場合など、周知して感染の拡大を防ぐことは重要であるが、個人情報の保護にも充分配慮することが必要である。

- ・職員に発生した場合、職員の家族に発生した場合の対応を検討しておく。
- ・連絡網、携帯メール、自園ホームページ等での周知。
- ・園の自主的な判断による休園中における共稼ぎ世帯への預かり保育等の対応の可否の検討、関係機関から休園の要請が出た場合はその指示にしたがう。
- ・休園中の園児への電話連絡等による担任との定期的なコミュニケーションの確保。
- ・休園中の職員の出勤について 自転車、自家用車等、公共交通機関を利用しないで出勤できる職員のみ出勤するなど、妊娠中の教職員の出勤の免除など

監督官庁等への報告

- ・都道府県、保健所等の関係各機関への連絡。休日に発生した場合の連絡先等の確認。
- ・自園の園児、関係者に感染が発生した場合の連絡。
- ・休園中の園児の状況の把握と関係機関への報告。

災害にあわれた方（園児、保護者、職員）への対応

- ・報道機関へは、園長のみが窓口となって対応し、家族、その他の関係者の個人のプライバシーの保護のため、氏名等の詳細は言わない。
- ・感染症が強毒性の場合は、関係者が死亡するという場合もありうるので、その場合、連絡する保護者の範囲（学級、学年、全園児）、葬儀への参列の可否、慶弔規定の整備等。

終息後の幼稚園の再開

保育の再開

- ・職員の確保
- ・園舎の消毒

災害にあわれた方（園児、保護者、職員）への対応

- ・保護者への連絡（学級、学年、全園児）。葬儀への参列等。慶弔規定の整備等。

保育料の減額等

- ・休園により教育週数が39週を下回る時は、夏期、冬期、年度末等の長期休業期間に保育を行い、教育週数を確保する等の対応が必要となるであろう。
- ・長期の休園を行った場合は、保育料等の減額・返金等の必要が生じる場合も想定される。（園則等の規定の整備）
- ・休業期間中の教職員の給与について（減額等をする場合は就業規則、給与規程の整備）

参考資料

以下に記載いたしました周知文の例等は、今回（2009年5月）発生しました弱毒性の豚インフルエンザへの対応を元にしておりますので、今後、発生が危惧されております、強毒性の鳥インフルエンザへの対応としては、十分なものではありません。今後、各機関から提供される情報を元に各園の状況に応じて対応してください。

周知文の例1（国内発生前）

新型インフルエンザへの対応について

すでにニュース等でご存じのことと思いますが、新型インフルエンザが世界的な流行のきざしを見せています。今回の新型インフルエンザは、予想されていた強毒性の鳥インフルエンザではなく、豚インフルエンザで、おそらく弱毒性と見られています。ただし、免疫がありませんので、爆発的に感染が拡大するおそれがあります。

現在のところ国内での感染は報告されていませんが、その可能性は高まっています。もし、県内で感染が報告された場合には、学校等は一斉に休校になると思われれます。従来季節性のインフルエンザの場合

には、各学校の校長が休校・学級閉鎖等を判断していましたが、今回の新型インフルエンザの場合は、国・県・市町村単位で決定されるようです。

従来の季節性インフルエンザの場合は、数日の休校・学級閉鎖でしたが、今回の新型インフルエンザの場合はその期間が、数週間となることが予想されます。共稼ぎ世帯等の方は、休園となった場合の対応について前もって準備しておいてください。

休園する場合は、電話で連絡いたしますが、全校種一斉に指示が出ると思われまますので、電話線の混雑等で連絡できない場合もあります。県内、あるいは市内の休校・休園については、ニュースで報道されると思いますので、その指示にしたがってください。小学校等が休校になる場合は幼稚園もお休みです。予防について

予防については、従来の季節性インフルエンザと同じです。うがい、手洗いを励行してください。できるだけ人混みへの外出を避け、外出する場合はマスクを着用しましょう。

ワクチン等の予防接種については、かかりつけの医師と相談してください。

感染が疑われる場合

発熱、下痢等、インフルエンザ様の症状があり、医療機関での受診を希望する場合は、都道府県等が設置する発熱外来を受診してください。この発熱外来は、他の患者との接触を極力避けることを目的とした医療機関です。受診すべきかどうかの判断がつかない場合、また、発熱外来がどこに設置されているか分からない場合は、下記の保健所、発熱相談センター等に問い合わせてください。

発熱外来を受診するときは、マスクを着用してください。マスクがない場合は、咳エチケットを心がけ、周囲に感染させないように配慮します。また、受診に際しては、公共交通機関の利用を避けて、できる限り家族の運転する自家用車などを利用してください。適切な交通手段がない場合は、保健所、発熱相談センター等に問い合わせてください。

保健所	所在地	町	番地	電話	-
-----	-----	---	----	----	---

周知文の例2（国内発生後、当該地域で発生していない場合）

新型インフルエンザの発生への対応

新型インフルエンザの感染が、県で広がっています。当県内でも発生するおそれが高まっています。今回の新型インフルエンザは弱毒性といわれていますが、感染が広がりやすいため、感染が報告された場合には、学校等は市町村単位で、一斉に休校になると思われまます。

一斉に休園する場合は、電話連絡網で連絡いたしますが、全校種一斉に指示が出ると思われまますので、電話線の混雑等で連絡できない場合もあります。県内、あるいは市内の休校・休園については、ニュースで報道されると思いますので、その指示にしたがってください。小学校等が休校になる場合は幼稚園もお休みです。

幼稚園が一斉にお休みになった場合でも、幼稚園から市役所および県庁等に感染の状況を報告しなければなりません。

新型インフルエンザへの感染がわかった場合、または、発熱等、新型インフルエンザへの感染が疑われて医療機関で受診されている場合等は、幼稚園へご連絡ください。

また、別紙の「家庭でできる新型インフルエンザ対策」にありますように、発熱等、感染が疑われる場合

には、直接、医療機関には行かないで、まず、「発熱電話相談センター - - 」へ電話してください。

周知文の例3（食品等の備蓄について）

食品等の備蓄について

震災等に備える場合は、水道、ガス、電気等のライフラインが使えなくなると考えられるので、飲料水の確保およびローソク、カセットコンロ等、電気、ガスの代替品の用意も必要です。被災地以外からの救援物資等が到着するまでの1週間分程度が目安でしょう。

新型インフルエンザ等によるパンデミック（世界的規模の爆発的感染）が発生した場合には、弱毒性の場合には、水道、ガス、電気等のライフラインは確保されと考えられるので、商店の休業、外出を控えることへの対策として、保存可能な食品を常時2週間分程度備蓄することが目安でしょう。

ただし、強毒性のパンデミックが長期にわたり発生した場合には、ライフラインも停止することも考えられます。震災の場合には、被災地以外からの救援がある程度期待できますが、世界的規模のパンデミックが発生した場合には、外部からの救援は期待できません。震災、パンデミックの両方に対応できるように備えておくことが望ましいでしょう。

家族4人、2週間分（農林水産省による備蓄食料品リストによる）

主食

米（もち・無菌包装米飯を含めても可）……………少なくとも10kg
その他主食食品（うどん、そば、パスタ、シリアル類等）……………400g入り6袋
（中華麺、インスタント麺、パン等）……………16食

主菜・副菜

野菜類（玉ねぎ、じゃがいも、ごぼう、さつまいも等）……………各1~2kg
豆類（あずき、大豆等）……………適宜
卵……………10個
缶詰（魚介類、肉類）……………30缶
缶詰（野菜・きのこ類：コーン、トマト、たけのこ、マッシュルーム等）……………20缶
レトルト食品（カレー、パスタソース、ハンバーグ等）……………30食
冷凍食品（市販品の他、家庭で冷凍した魚介、肉、野菜、料理等を含む）…500g入り換算10袋
乾燥食品（切り干し大根、しいたけ、高野豆腐、ひじき、わかめ、こんぶ等）……………各2袋

汁物

スープ類（みそ汁、わかめスープ、コーンポタージュ等）……………12食

乳製品

乳製品（チーズ、ヨーグルト、スキムミルク等）……………各1~2箱

果物

缶詰（果物類：もも、みかん、パイナップル、みつ豆等）……………10缶

調味料その他

調味料（砂糖、塩、みそ、しょうゆ、食用油）……………1kgあるいは1

- (酢、だしの素、コンソメ、バター等) …………… 適宜
- 嗜好飲料(緑茶、コーヒー、紅茶、ココア等) …………… 適宜
- 菓子類…………… 適宜
- その他(ふりかけ、のり佃煮、ジャム、マーガリン、はちみつ等) …………… 適宜

上記のリストは、ライフラインが確保されることが前提になっています。万が一、ライフラインが停止した場合に備え、上記のリストに加え、飲料水、および乾パン等長期保存ができ、調理の必要のない食品の確保も必要でしょう。

保育料等免除・減額規定の例

(目的)

第1条 この規程は、幼稚園園則第 条の規程に基づき、保育料、入園金、入園申込金、教材費及び施設費(以下保育料等という)の減免に関し必要事項を定めることを目的とする。

(減免の種類)

第2条 保護者または園児が以下の項目に該当する場合は保育料等を減免する。

1 災害、保護者の死亡等

在園中の園児が、自然災害、火災、不慮の事故等で、主に収入を得ている保護者が死亡、または園児の住居に著しい損害を被った場合、園長の判断により、保育料、教材費及び施設費の全額または一部を免除することができる。

2 長期欠席

在園中の園児が、当該月において、教育日数以上欠席した場合、保育料等(施設費を除く)の合計額の 割を免除する。また、長期欠席の理由が園児本人の傷病等による場合は、減免額を保育料等の合計額の 割とする。但し、就園奨励費等の補助金の対象者については、減免額は保育料及び教材費の合計額から、就園奨励費等の補助金の合計額を引いた額を限度とする。

(この項の規定は1ヶ月の教育日数が 教育日数以下の月には適用しない。)

3 長期休園

災害等により、長期の学級閉鎖、休園となった場合は、その期間に応じて保育料等を減額する。休園期間が当該月において、教育日数以上休園した場合、保育料等(施設費を除く)の合計額の 割を減額する。但し、就園奨励費等の補助金の対象者については、減免額は保育料及び教材費の合計額から、就園奨励費等の補助金の合計額を引いた額を限度とする。(この項の規定は1ヶ月の教育日数が 教育日数以下の月には適用しない。)

4 子育て支援(兄弟姉妹等2人以上の同時入園の場合)

入園手続き時に当園に兄弟姉妹が在園している場合、あるいは、兄弟姉妹等が2人同時に入園する場合、入園金を半額にする。また、同一世帯から2人以上同時に在園する場合、2人目以降の園児の施設費を免除する。

5 入園辞退

新入園児が入園金納付後、入園式前日までに入園を辞退する場合は、入園金の半額を返金する。辞退の理由が園児本人の死亡、または傷病による場合は入園金全額を返金する。